

「東三河ほいっぷネットワーク・北設楽」利用までの流れ

①東三河ほいっぷネットワーク北設楽に参加

- ・ポータルサイトから施設と管理者の登録
- ・利用端末に証明書のインストール

・ネットワークに新規参加する場合、ポータルサイトから登録申請する。

【東栄町役場住民福祉課介護保険係】

②患者（家族）への説明

- ・かかりつけ医（医科、歯科等）
- ・訪問看護師・ケアマネジャー等

・かかりつけ医、訪看、ケアマネ等で事前に「東三河ほいっぷネットワーク」を利用することの確認を済ませてから、患者（家族）へ同意の説明をする。

③同意書への記載

- ・患者（家族）

・訪看、ケアマネ等が患者（家族）へ同意書への記載を依頼。東栄町役場住民福祉課と患者（家族）が1枚ずつ保管する。

④東栄町役場住民福祉課に同意書提出

- ・訪問看護師・ケアマネジャー等

・東栄町住民福祉課へ同意書の提出と同意を得た患者情報と支援チームの報告をする。（患者登録・支援チーム登録申請書）

⑤患者、支援チームの情報を登録する。

- ・東栄町役場住民福祉課

・報告により患者と支援チームを登録する。「東三河ほいっぷネットワーク」に参加していない事業所へは参加を促す。

⑥支援チームに連絡

- ・東栄町役場住民福祉課

・支援チームに加わった全事業所へ、登録完了と情報共有開始を連絡する。

支援チームによる情報共有スタート

※ 登録できる患者条件・・・原則、北設楽郡在住者で患者（家族）の同意を得た方が対象です。

※ 域外在住の方については、北設楽支部が認めた方が対象です。

※ 参加できる事業所条件・・・郡市医師会会員、北設楽郡内の介護サービス事業所と、その他北設楽支部が認めた事業所が対象です。

※ 運用者は東三河電子連絡帳協議会北設楽支部です。

※ 施設登録、登録患者や支援チームの把握・管理など各種相談に応じます。

※ 支援チームの追加や削除、患者さんの死亡等による終了の際には、下記へ連絡をお願いします。

【問い合わせ先】

東栄町役場住民福祉課介護保険係 電話：0536-76-0503